

「地域情報プラットフォーム推進事業（バックオフィス連携分野）」のポイント
（「障がい福祉分野における業務改革」及び「連携基盤」関係）

1 障がい者福祉分野におけるバックオフィス連携を前提とする業務改革

（1）地方公共団体間等で連携可能な業務の現状分析

- 「地域情報プラットフォームを活用したシステムの共同構築等に係る調査研究」で示された手法により、障がい者福祉分野における地方公共団体間等で連携可能な業務の現状を分析した。
- 業務を「情報と機能の組合せ」と捉える観点から、障がい者福祉分野における業務を「情報」と「機能」とに分解し、それぞれ別添「平成 21 年度地域情報プラットフォーム推進事業（バックオフィス連携分野）成果の概要」P2-2～P2-3 のとおり大括りで整理した。
- 障がい者福祉分野における業務を、「情報と機能の組合せ」のパターンにより、別添「平成 21 年度地域情報プラットフォーム推進事業（バックオフィス連携分野）成果の概要」P2-4～P2-5 のとおり分類した。

（2）バックオフィス連携を前提とする最適な業務プロセスに向けた業務改革

- 「地域情報プラットフォームを活用したシステムの共同構築等に係る調査研究」で示された手法により、障がい者福祉分野におけるバックオフィス連携を前提とする最適な業務プロセスに向けた業務改革について検討した。
- バックオフィス連携により可能になる業務改革のパターンを、次のとおり整理した。
 - ① 障がい者の方が、市町村の総合窓口等やポータルで、複数の手続を一括して申請することを可能にする。
 - ② 行政が保有する情報をもとに、市町村の総合窓口等やポータルで、行政側から、その障がい者の方が利用可能なサービス等を案内する。
 - ③ 行政における手続の審査等に必要な情報は、本人の同意を前提に、行政が保有している情報を活用することで、添付書類・手続や重複する作業を省略する。
 - ④ 市町村と都道府県が二段階で審査している手続（例：身体障がい者手帳の交付申請）について、市町村段階の形式審査を業務システムが行うことで効率化するとともに、申請や決定通知の際における市町村の経由（郵送）を省略し、手帳交付等を早期に行う。
 - ⑤ サービスの給付状況を一元的に管理し、行政から各サービス提供事業者への支払いをまとめて行う。
- 上記（1）で分類された様々な業務のパターンに、適用可能な業務改革のパターン（①～⑤）を当てはめ、次のように、最適な業務プロセスを検討した。

（例）事故により肢体不自由（脊髄障がいと骨折で手足がほとんど動かない（複数障がいあり）、身体障がい者 1 級に相当）になった成人で、住民税非課税の場合

- ・ 身体障がい者手帳の交付申請について、市町村段階の形式審査を業務システムが行うとともに、申請や決定通知の際における市町村の経由（郵送）を省略し、手帳を早期に交付する。
- ・ 行政が保有する情報をもとに、市町村の総合窓口等やポータルで、行政側から、その障がい者の方が利用可能なサービス等を案内。

【利用可能なサービスの例】

- ・ 日常生活用品の給付（特殊マット、体位変換器、電動車椅子普通型スティック型等）
- ・ 自立支援給付（居宅介護、短期入所、施設介護、施設入所支援、共同生活介護等）
- ・ 自立支援医療（更生）、重度障がい者医療の支給
- ・ 特別障がい者手当の支給
- ・ 障がい年金
- ・ 障がい者の方が、市町村の総合窓口等やポータルで、複数の手続を一括して申請することを可能にする。
- ・ 本人の同意を前提に、手続の審査等に必要な情報は、行政が保有している情報を活用することで、添付書類（例：所得証明書）・手続や重複する作業を省略する。
- ・ サービスの給付状況を一元的に管理し、行政から各サービス事業者への支払いをまとめて行う。

2 複数機関間の業務システム連携を実現するための連携基盤

(1) システムの全体像

- 地方公共団体間等の各業務システムは、地域情報プラットフォーム（標準仕様）に準拠することで、相互に効率的な連携が可能。
- 連携基盤（共同利用型）により、複数機関間の業務システム連携を実現。

(2) 複数機関間の業務システム連携を実現するために連携基盤が備えるべき機能

- 本人の意思に基づき、個人情報のやりとりを制御。
 - ID-WSF2.0 の採用を提案。
- 分散管理された個人情報を ID 連携。
 - SAML2.0 の採用を提案。
- 個人情報のやりとりに必要なセキュリティ確保。
 - XML Signature、JPKI、PKCS#7（いずれも地域情報プラットフォームで定められているもの）の採用を提案。

**平成 21 年度 地域情報プラットフォーム推進事業
(バックオフィス連携分野)**

成果の概要(関係部分)

目次

第1章	将来モデル・次期モデルの策定	1-1
1.1	モデルの考え方	1-1
1.2	将来モデル	1-2
1.2.1	将来モデルの目標と前提	1-2
1.2.2	将来モデルの姿	1-2
1.2.3	次期モデル	1-3
第2章	障がい福祉分野における現状分析の結果	2-1
2.1	現状分析の考え方	2-1
2.2	障がい福祉事業の現状	2-1
2.3	業務の抽象化	2-1
2.3.1	情報要素の抽象化	2-1
2.3.2	手続き要素の抽象化	2-2
2.4	現状業務のパターンの整理	2-4
第3章	障がい福祉分野における業務改革	3-1
3.1	次期モデルに向けた現状業務課題とその解決策	3-1
3.1.1	解決策（実現パターン）	3-1
3.1.2	次期モデルのイメージ	3-2
3.2	次期モデルの姿	3-4
3.2.1	次期モデルの全体像	3-4
3.2.2	次期モデルフロー	3-5
第4章	バックオフィス連携基盤の機能・採用技術	4-1
4.1	システム全体構成	4-1
4.2	バックオフィス連携基盤の機能と採用技術	4-2

第1章 将来モデル・次期モデルの策定

バックオフィス連携を活用した、住民の利便性の向上と自治体業務改革・サービス改革を実現するモデルを策定する。モデルの策定にあたり、効率的な連携を実現する業務として「障がい福祉業務」を選定した。

1.1 モデルの考え方

社会的組織の本来の姿は、利用者が個々の組織を意識することなく、全ての機能や情報が1つの社会的組織で管理されている姿であり、利用者にとっては、サービスを受けたい意思を示せばワンストップで最大限のメリットを享受できる姿である。

一方、現実の社会は本来の姿とかけ離れており、現状の制度の成り立ちを考慮すると実現は難しいものとする。そこで、利用者の視点・行政の視点から、あるべき姿を、地域情報プラットフォームを活用することにより実現を目指すこととし、このあるべき姿を、将来モデルとして策定した。

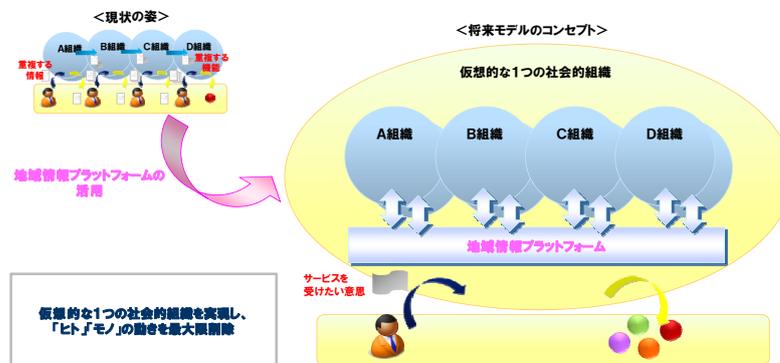


図 1-1 将来モデルのコンセプト

しかし、将来モデル実現のためには、法、条例の変更など、長期間の検討が必要と考えられる解決困難な課題が存在する。したがって、将来モデルの思想を生かしつつ、近い将来に実現可能なモデルを、将来モデルからのトップダウンアプローチにより次期モデル案として策定した。

一方で、ボトムアップアプローチとして、現状業務の分析を行い、次期モデル案とのギャップを確認すると共に、地域情報プラットフォームを活用したギャップの解決策を検討する。これらの解決策を現状業務に適応し、次期モデルを導いた。

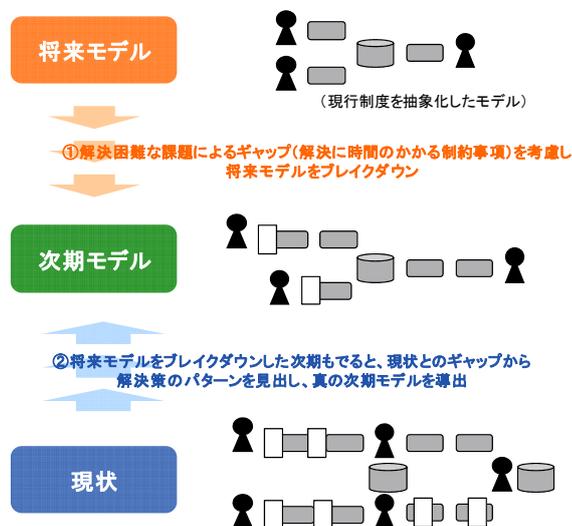


図 1-2 モデル作成のアプローチ

1.2 将来モデル

1.2.1 将来モデルの目標と前提

将来モデルにおける、利用者の視点および行政の視点それぞれより目標を明らかにした。

(1) 利用者の視点

利用者は、サービス提供者やサービス自身を意識せず、どこでもメリットを享受できる。

(2) 行政の視点

必要な情報は、本人の同意と、必要に応じて情報の流通と利用の許諾を得ることにより、団体間で相互に利活用することにより、業務の改革を図る。

また、障がい福祉業務における将来モデルを検討するにあたっての前提を以下の通り定めた。

- (3) 社会的組織における制度の大枠は現状と変わらない（障がい福祉は行政が行う公的サービス）。
- (4) 公的サービスである障がい福祉においては、審査業務は行われる。
- (5) 社会的組織は仮想的に結合しているため、障がい福祉においても各組織が仮想的に情報連携できる。
- (6) 社会的組織が利用者の情報を情報連携するにあたり、利用者による流通の制御（同意、流通の許諾）ができる。

1.2.2 将来モデルの姿

将来モデルにおいて、住民に障がい者福祉サービスを受けることが必要な状態となるライフイベントが発生した場合、ライフイベントの発生を契機に、バックオフィス連携基盤によって仮想的に結合した1つの社会的組織によりサービスがPUSH型で提供される。すなわち、利用者は、サービス受給の意思と情報流通の許諾さえしていれば、サービス提供者を意識することなく、どこでもメリットを享受できる姿を将来モデルと定めた。

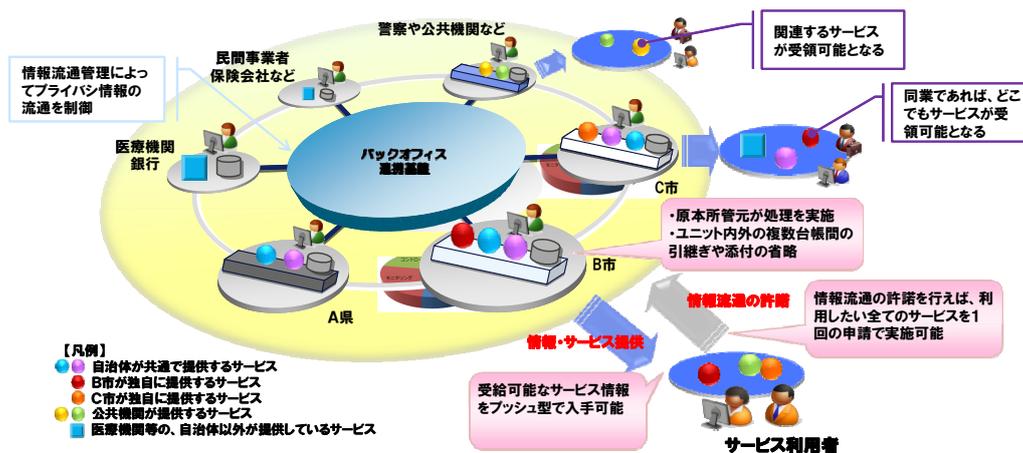


図 1-3 バックオフィス連携を活用した将来モデル像

1.2.3 次期モデル

1.2.3.1 次期モデルの考え方

前項にて将来モデルの姿を描いたが、それを実現するには、法・条例等の変更や、審査要件の変更など、長期間の検討が必要な課題が存在する。

次期モデルは、将来モデルの思想（利用者の視点、行政の視点）と同じくするものであるが、将来モデルを実現するための障害となる解決困難な課題が残る状態を前提とし、その対処として、それぞれの組織が担う役割を限定した上で、策定することとした。

将来モデルにおける姿		解決困難な課題	理由	次期モデルにおける姿
近隣自治体（ポータル含む）や医療機関をはじめとする、社会的コンセンサスを得られた組織から申請可能となる		サービスを受けるためには、福祉事務所への申請が必要	現状の実施要領による制度運営上のルール	福祉事務所（ポータル含む）や県、公立の医療機関等から申請可能となる
自分の身体の状態に応じた適正なサービスが提供される	利用者の状況が変わったことをサービス提供者側が把握し、サービス内容を事務的に変更できる 相談や申請がない住民でも、要件に合致する住民に対して申請勧奨が可能	サービスを変更するには、利用者からの申請が必要 サービスを必要とする住民すべてが、なんらかのサービスを受給しているとは限らない	サービスが必要かどうかの判断は専門的な診断書の内容で判断しており、審査要件を変更する必要があるため 福祉事務所とまったく接触がない状況下で、審査に必要な要件が満たされているかどうかのチェックを行うことは、セキュリティ上も技術的にも難があるため。	利用者の身体の状態が変わったことをサービスの提供者側が把握し、利用者にサービス変更の申請を勧奨する 相談や申請のある住民に対して、合致するサービスの申請を勧奨する
各サービスの審査要件が統一化され、審査業務がスムーズになる		現状サービスごとに異なる診断書の類をまとめる（診断項目を統一する）ことが必要である。	診断書の項目を統一できるかどうかには、医学的見地が必要であり、審査要件の変更と同等な困難さを要するため	診断書はPDFなどの電子ファイルとして取り扱い、申請時の添付ファイルとして利用可能とする

図 1-4 将来モデルと次期モデルの差異

1.2.3.2 次期モデルの姿(トップダウン)

利用者に障がい福祉サービスを受けるためのライフイベントが発生した場合、ワンストップポータルもしくは、障がい福祉制度において中核をなす自治体および一部の判定機関（医療機関）が利用者のサービス利用意思（申請）とサービス利用に必要な情報の利用許諾をトリガに機能し、バックオフィスで連携した、各組織の連携機能により迅速に実施され、サービスとその内容を PUSH 型で通知し、より利用者視点にたったサービスの提供が可能となる。

言いかえると、次期モデルにおいては、利用者は、一つのライフイベントが発生した場合に、その身体状況の変化に応じた適正な定められた機関にてサービスが勧奨され、（利用者の許諾のうえで）一つの手続きで適正なサービスが受給できる。逆にいえば、自治体は受給者が給付されてサービスと身体状況が把握できているため、（利用者の許諾のうえで）利用者の身体状況の変化に応じた適正なサービスを、余すことなくまとめて申請勧奨することができる。

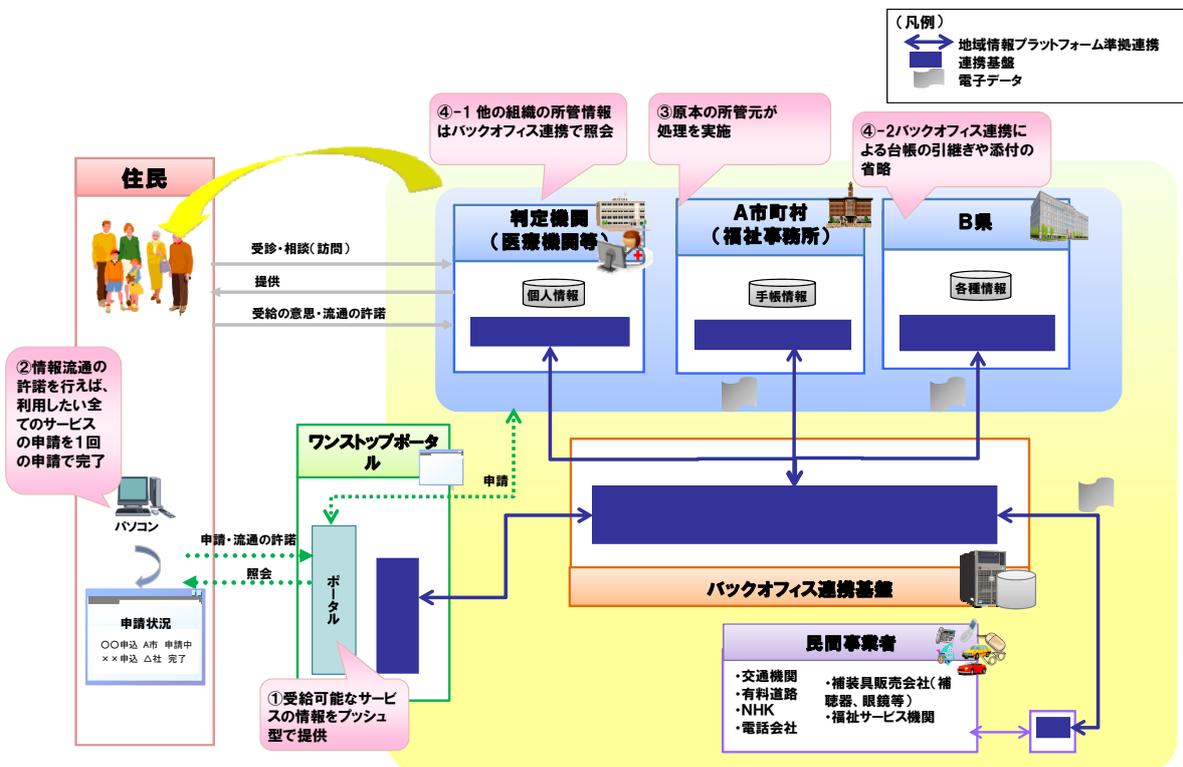


図 1-5 バックオフィス連携を活用した次期モデル像

なお、ここで述べたモデルは、将来モデルからトップダウンで検討した仮の次期モデルである。

次項にて、ボトムアップアプローチとして、策定した仮の次期モデルと業務の現状分析において抽象化した現状業務パターンからギャップを抽出し、業務改革の観点と地域情報プラットフォームの活用の観点から具体的な解決策を検討するとともに、両方のアプローチから導いた次期モデルについて述べる。

第2章 障がい者福祉分野における現状分析の結果

2.1 現状分析の考え方

現状分析にあたり、障がい者福祉事業について、プレーヤーの観点および事業種別の観点で現状調査を実施した。行政業務は、「手続」と「情報」の組合せで表現できると考え、事業で取扱われている情報と、実施されている手続きの抽象化を行った。

抽象化を行うことで、障がい福祉業務の類型化を図ることができるため、現状の複雑なモデルの可視化が容易になる。それにより、次期モデル導出や、サンプリングを行う際に障がい福祉業務を簡便に取り扱うことができる。したがって、現状分析においては、抽象化した手続きと情報を組み合わせて現状業務のパターン化を行った。

2.2 障がい福祉事業の現状

障がい福祉事業は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者自立支援法等を根拠として実施されている事業である。

障がい者が、健常者と同様に自立した生活を過ごすことができるよう、ヒト・モノ・カネの面で障がい者に対する支援を実施する。関連するプレーヤーとして、自治体（市町村、県）の他に、民間事業者や医療機関等がある。具体的な事業は以下の通り。

- (1) 手帳交付事業
- (2) 障害福祉サービス事業（障害福祉サービス認定管理、障害福祉サービス支払管理）
- (3) 現物給付事業（自立支援医療認定管理）
- (4) 用具給付事業（補装具等支給管理）
- (5) 手当支給事業（障害者（国制度）手当支給、特別児童扶養手当管理）
- (6) その他事業

2.3 業務の抽象化

2.3.1 情報要素の抽象化

障がい者福祉事業において取り扱う情報要素を、原本情報や利用目的を考慮して分析した。

その結果、現状業務で取り扱う情報要素は以下のように抽象化が可能となった。

(1) 基本情報

障がい福祉事業においては、住基宛名情報、口座情報、送付先が該当する。なお、送付先は受給者側の特別な事情により、住民基本台帳所在地以外に各案内等を送付する必要がある場合の宛先である。

(2) 実社会での状況

障がい福祉事業においては、障害基礎情報、医療機関情報、事業者情報が該当する。障害基礎情報は障がい者が負った障がいに係る情報であり、医師が作成した診断書の内容が相当する。

(3) 社会的組織における情報

税情報、生保情報、資格情報、給付情報が該当する。住基宛名情報以外で、自治体が原本情報を保有する情報である。



図 2-1 障がい福祉事業で取り扱う情報要素の抽象化

2.3.2 手続き要素の抽象化

情報要素と同様に、障がい福祉の現状業務手続の抽象化を行った。

障がい者福祉事業は大まかに以下のような手順で実施されている。

- ① 相談：障がい者による外部機関への相談・情報取得
- ② 申請：障がい者のサービス受給意思の確認
- ③ 審査：障がい者（申請者）の受給資格の審査
- ④ 決定：サービス提供組織による、障がい者（申請者）へのサービス受給の決定
- ⑤ 給付：サービス提供組織による、障がい者（受給者）への現物の給付および金銭の給付
- ⑥ 異動確認：サービス提供組織による、障がい者（受給者）状況の確認

これら①～⑥の現状業務手続きを、誰がどのような目的で行うのかという観点で分析・抽象化を行った結果、次頁に示す抽象化が可能となった。

前処理 (資格決定)	センサー機能	相談(S1) 外部機関より、資格取得に必要な情報を取得する。	申請(S2) <サービス受給意思の確認>	申請A 住民の受給意思を市町村が確認する。	申請B 住民の受給意思を市町村、都道府県が確認する。	利用申請 住民の受給意思を事業者が確認する。	業者申請 事業者のサービス提供意思を確認する。
	モニタリング機能	審査(M) <受給資格の審査>	専門審査 専門家の知見もふまえて、受給資格に該当するか審査する。	一般審査 専門家の知見を要せずに、受給資格に該当するか審査する。			
	コントロール機能	決定(C) <受給の決定>	決定 サービスの受給を決定する。	交付 受給の受給者証(手帳等)を発行する。			
後処理 (給付)	アクチュエーター機能	給付(A) <現物の給付および金銭の給付>	給付A 手当を住民に給付する。	給付B 障がい者へのサービスを住民に給付する。	給付C 医療の自己負担額への支援を住民に給付する。	給付D 障がい者支援用の用具を住民に給付する。	
異動確認	センサー機能	<住民へのサービスの受給にかかわる情報の管理> 例: 認定の更新、現況確認、有期確認等					

図 2-2 障がい福祉事業で取り扱う手続き要素の抽象化

また、抽象化したそれぞれの手続き要素は、障がい福祉事業の機能であり、その中で行われる業務手順（業務フロー）を作成した。以下にその一例を示す。

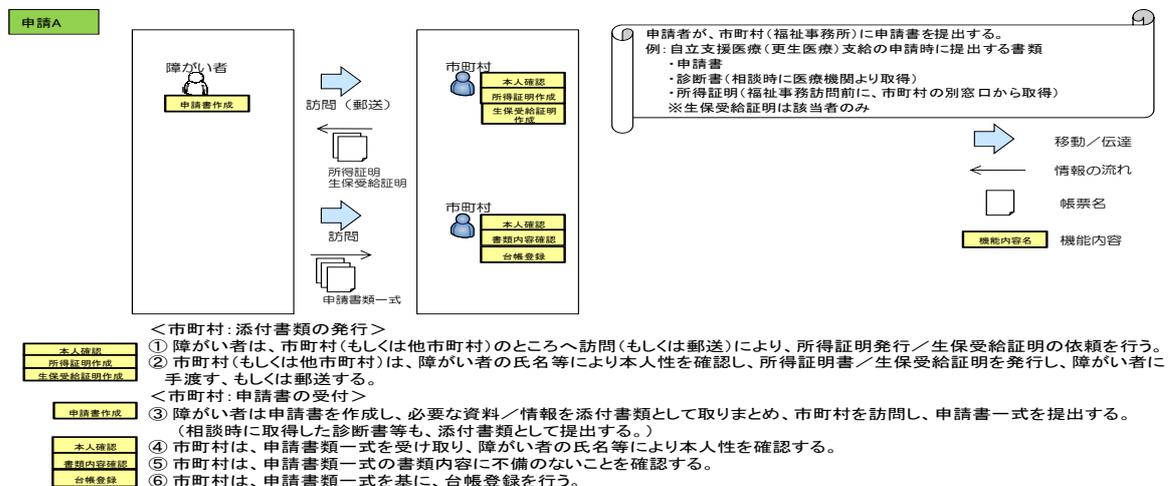


図 2-3 抽象化された業務フロー

2.4 現状業務のパターンの整理

障がい者福祉事業の現状業務は、前述の通り、抽象化された手続き要素を組み合わせて行われている。そこで、各業務がどの手続き要素の組み合わせで行われているかを分析し、その業務の組み合わせを業務パターンとして整理した。整理結果を以下に示す。

分類名称	業務名称	手続き要素					
		前処理			後処理	異動確認	
業務パターンA	身体障害者手帳交付 身体障害者手帳・等級変更 療育手帳・交付 療育手帳・再判定 精神障害者保健福祉手帳・交付 精神障害者保健福祉手帳・更新	相談	申請B	専門審査	決定	交付	異動確認
業務パターンB	自立支援サービス給付・支給決定 自立支援サービス給付・サービス変更 自立支援サービス給付・認定 障害児施設給付・支給決定 障害児施設給付・転所	相談	申請A	専門審査	決定	交付	給付B 異動確認
業務パターンC	自立支援サービス給付・減免 障害児施設給付・減免 自立支援サービス給付・負担額変更 障害児施設給付・負担額変更	相談	申請A	一般審査	決定	交付	
業務パターンD	特別障害者手当・認定請求 障害児福祉手当・認定請求 特別児童扶養手当・認定請求	相談	申請A	専門審査	決定		給付A 異動確認
業務パターンE	自立支援医療（更生医療）・支給決定 自立支援医療（更生医療）・変更決定 重度心身障害者医療・支給決定 重度心身障害者医療・変更決定	相談	申請A	専門審査	決定	交付	給付C 異動確認
業務パターンF	自立支援医療（精神通院医療）・支給決定 自立支援医療（精神通院医療）・変更決定 自立支援医療（育成医療）・支給決定 自立支援医療（育成医療）・変更決定	相談	申請B	専門審査	決定	交付	給付C 異動確認
業務パターンG	補装具・交付 補装具・修理	相談	申請A	専門審査	決定		給付D 異動確認
業務パターンH	移動支援・支給決定 移動支援・変更 日常生活用具給付・給付 点字図書・給付	相談	申請A	一般審査	決定		給付D 異動確認
業務パターンI	ETC障害者割引・利用登録 公共交通機関運賃割引・利用登録 タクシー料金割引・利用登録 水道料金割引・利用登録 障害基礎年金・支給決定	相談	利用申請		決定		給付D 異動確認
業務パターンJ	身体障害者手帳・他市転入 療育手帳・他市転入 精神障害者保健福祉手帳・他市転入 自立支援サービス給付・他市転入 自立支援医療（精神通院医療）・他市転入		申請A	一般審査	決定	交付	異動確認
業務パターンK	身体障害者手帳・他市転入 療育手帳・他市転入 精神障害者保健福祉手帳・他市転入 （手帳は、パターンKとLの場合がある）		申請B	一般審査	決定	交付	異動確認
業務パターンL	身体障害者手帳・記載変更 療育手帳・記載変更 精神障害者保健福祉手帳・記載変更 自立支援医療（更生医療）・記載変更 自立支援医療（育成医療）・記載変更 自立支援医療（精神通院医療）・記載変更	相談	申請A			交付	
業務パターンM	自立支援サービス・事業者管理 障害児施設給付・事業者管理 移動支援・事業者管理		業者申請	一般審査	決定		異動確認

図 2-4 障がい福祉事業の業務パターン

また、これらの業務パターンと、取り扱う情報要素の組み合わせ以下に示す。

	手続き要素						情報要素								
業務パターンA	相談	申請B	異動確認	専門審査	決定	交付	住基宛名情報	障害基礎情報				資格情報			
業務パターンB	相談	申請A	異動確認	専門審査	決定	交付	給付B	住基宛名情報	障害基礎情報	医療機関情報	税情報	生保情報	資格情報	給付情報	
業務パターンC	相談	申請A		一般審査	決定	交付		住基宛名情報			税情報	生保情報	資格情報		
業務パターンD	相談	申請A	異動確認	専門審査	決定		給付A	住基宛名情報	口座情報	障害基礎情報		税情報		資格情報	給付情報
業務パターンE	相談	申請A	異動確認	専門審査	決定	交付	給付C	住基宛名情報	障害基礎情報	医療機関情報	税情報	生保情報	資格情報	給付情報	
業務パターンF	相談	申請B	異動確認	専門審査	決定	交付	給付C	住基宛名情報	障害基礎情報	医療機関情報	税情報	生保情報	資格情報	給付情報	
業務パターンG	相談	申請A	異動確認	専門審査	決定		給付D	住基宛名情報	障害基礎情報	事業者情報	税情報	生保情報	資格情報	給付情報	
業務パターンH	相談	申請A	異動確認	一般審査	決定		給付D	住基宛名情報	障害基礎情報		税情報	生保情報	資格情報	給付情報	
業務パターンI	相談	利用申請	異動確認	一般審査	決定		給付D	住基宛名情報	障害基礎情報				資格情報	給付情報	
業務パターンJ		申請A	異動確認	一般審査	決定	交付		住基宛名情報	障害基礎情報	医療機関情報	税情報	生保情報	資格情報	給付情報	
業務パターンK		申請B	異動確認	一般審査	決定	交付		住基宛名情報	障害基礎情報				資格情報	給付情報	
業務パターンL	相談	申請A				交付		住基宛名情報					資格情報		
業務パターンM		業者申請	異動確認	一般審査	決定				口座情報		事業者情報				

図 2-5 各業務パターンを構成する手続き要素と情報要素

それぞれの業務パターンは、手続き要素の組み合わせであることから、各手続き要素の業務手順を組み合わせ、業務パターンの業務フローを構成することが可能となった。以下にその一例を示す。

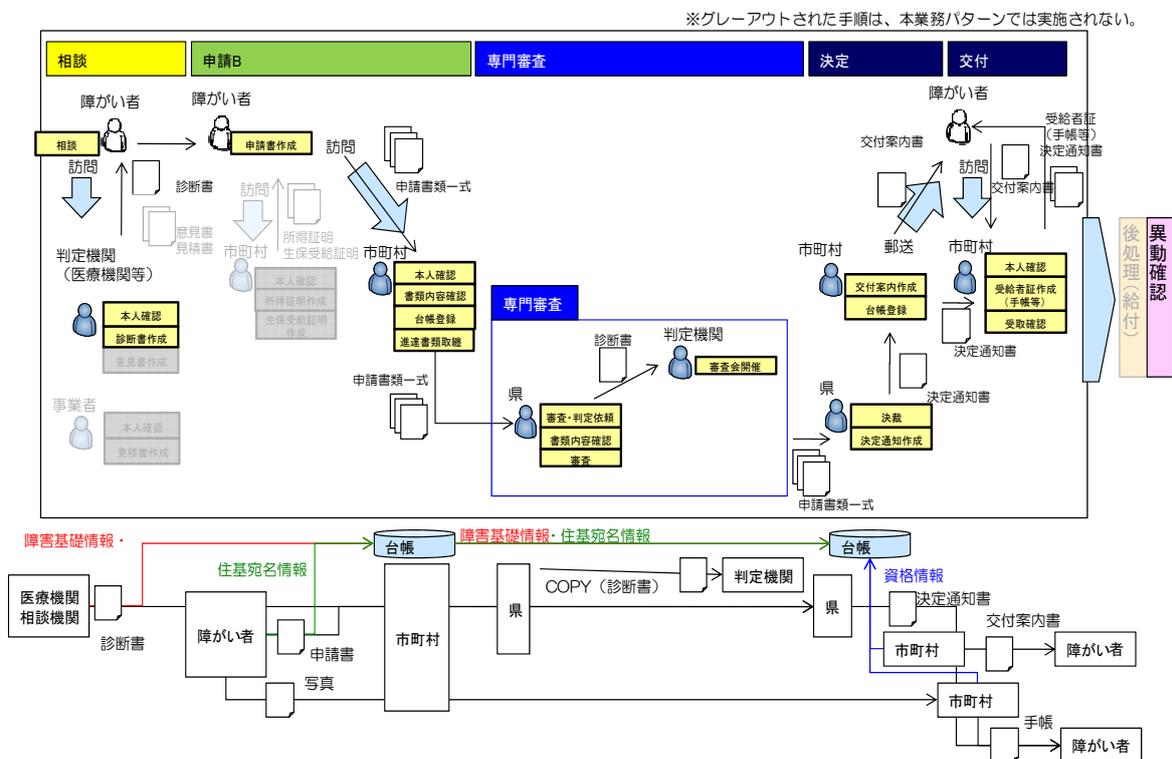


図 2-6 業務パターンAの業務フロー

第3章 障がい福祉分野における業務改革

3.1 次期モデルに向けた現状業務課題とその解決策

図 1-5 で示した次期モデルは、自治体を中心に組織間の情報連携が行われており、1つのライフイベントに対して1つの手続で必要なサービスを受給できる。それに対し現状業務は、どのようなサービスが利用できるか分からない、サービスごとに手続を行わなければならない、サービスごとの窓口を訪問しなければならない、添付書類を取りに行かなければならない等、多数のギャップ（現状業務課題）が存在する。それらを解決するものとして、バックオフィス連携による業務改革を行う。

3.1.1 解決策(実現パターン)

障がい者福祉分野における手続について、「利用者からの相談・申請」、「申請から審査・決定（交付）」、「利用者への給付」の場面に分けて現状業務課題の解決策を検討し、図 3-1 のとおり次期モデルを具現化する実現パターンを整理した。

解決策(実現パターン)		効果
(1)一度の申請で、必要なサービスを受給できるようにする	(1-1)一度の申請で、受給可能なサービスのうち希望するサービスを受給できるようにする	利用者は、サービス提供者や、サービスごとに申請を行う必要がなくなる。 行政機関は、サービスごとに申請を受けるため、サービスごとの申請情報の入力などの事務が軽減される。かつサービス間でのデータ項目を可能な限り統一化すればシステム化の難易度が低くなる。また再利用可能にもなる。 利用者による電子申請を実現することで、申請の受付業務をさらに効率化できる。
	(1-2)一括申請された内容に対し、包括的に審査・決定をできるようにする	利用者は、サービスの給付を早く受けることができる。 行政機関はサービスごとに決定を起すのではなく、申請単位で決定を行うため、事務軽減になる。審査に使用するデータ項目を可能な限りサービス間で統一化すればシステム化の難易度が低くなる。また再利用可能にもなる。
(2)利用者は、サービスを受けるために必要な情報を、原本を保管している組織（医療機関・自治体・民間業者）から特に手続なしにバックオフィス連携を用いて利用できる。	(2-1)利用者が組織を意識せず、各組織が保有する情報（診断書・所得証明等）を照会できるようにする	利用者が自らの情報を、組織を意識することなく把握することが可能となる。したがって、その情報に対する利用許諾を明示できるようになるため、診断書や証明書を添付する必要がなくなる。
	(2-2)利用者は受給できるサービスの情報を受け取ることができる	利用者の状況に合致したサービスを案内され、利用者が選択できる。
	(3-1)審査に必要な診断書・所得証明などの他組織の情報を必要な時に利活用できる	利用者が新たに申請したサービスに対し、審査に必要な情報を他組織が交付する必要がなくなる。また、審査に必要な他組織が保有する情報を入力する必要がなくなる。
(3)行政機関は利用者が許諾した他組織（医療機関・他自治体・民間業者など）の情報をバックオフィス連携で取得し、利用者のサービスを具体的に案内できる。また審査にも情報を活用できる。	(3-2)他組織で変更／更新された情報を取得し、自業務の情報に反映する。	利用者の状況に合致した情報で、本人からの証明書なしでも受給資格のチェックが可能になる。（受給中のサービスの資格確認、未受給サービスの情報提供）
	(3-3)他組織の同業務において、資格属性情報を引き継ぐ	利用者の置かれた状況と、原本保持組織が常に合致する。
	(4-1)サービスの利用者が申請の受付から進達まで1つの手順で行えるようにする	サービス提供までの事務処理が簡略化、迅速化される。 申請を受けている組織が、進達を行う必要がなくなる。
(4)サービス利用の決定をする組織が、利用者と直接情報をバックオフィス連携を用いて授受できるようにする	(4-2)サービスの利用を決定する組織から、利用者に直接通知できるようにする	サービスの受給者に通知・交付を行う場合の事務手順が簡略化される。
	(5-2)給付にともなう支払手続きを、種別ごと、事業者ごとに、情報連携し定期的にまとめて行う	給付の種別ごとに事務を行うことで、手順が簡略化できる。 受給資格情報との突合が可能になる。
	(5-1)サービスの給付をサービスごとではなく給付する種別（ヒト・モノ・カネ）と給付対象者で管理する	各サービスを利用者に対して適切に給付できる。（行政側の効果でもある）
(5)利用者単位で給付状況が確認できるようにする。 サービス事業者単位でも合わせて管理できるようにする。		

図 3-1 解決策(実現パターン)とその効果

3.1.2 次期モデルのイメージ

現状では、サービスごとに申請者が各組織から情報を集め個別に申請手続きし、その結果それらに対する給付を個別に行ってきたが、次期モデルでは、地域情報PFを活用した業務改革（現状に対する実現パターンの適用）により、次期モデルを導くことができる。このプロセスを図示したのが図3-2である。実現パターンは、相談・申請の業務手続き、審査・決定の業務手続き、給付の業務手続きに対する、現状業務課題の解決策の適応から導出された。つまり、次期モデルは申請管理（相談・申請）、業務管理（審査・決定）、給付管理で構成される。

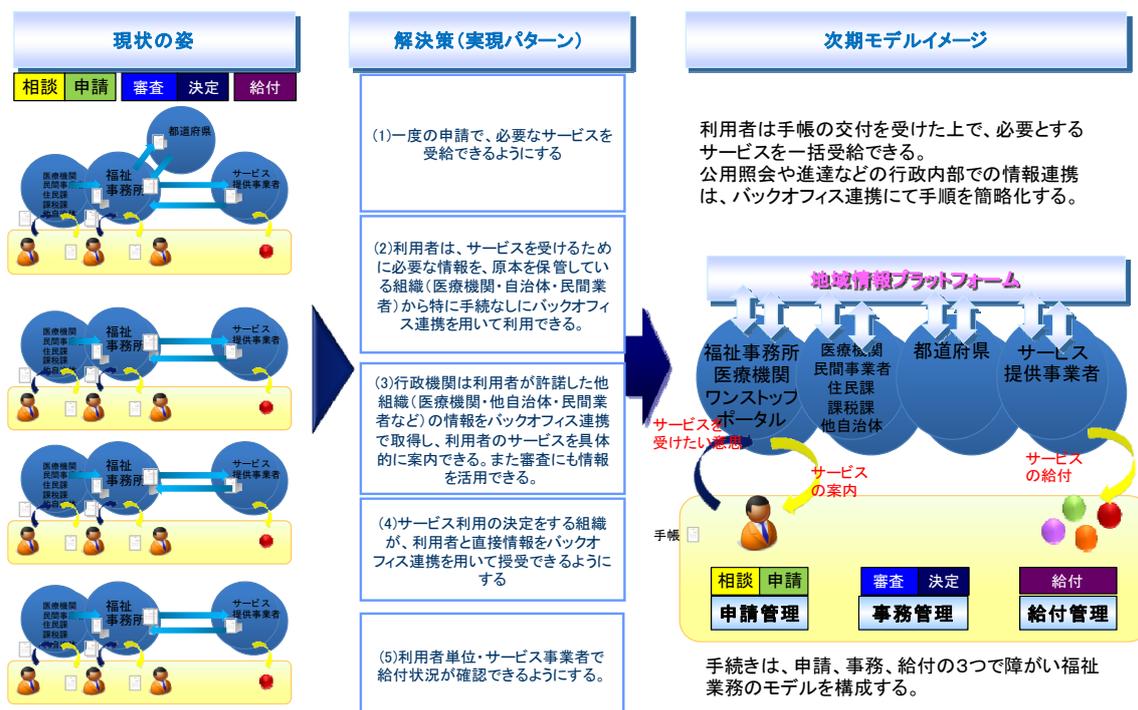


図 3-2 解決策から導かれる次期モデルのイメージ

ここで導きだした次期モデルのイメージが、障がい福祉事業の業務に対してどのように適応するのかを検討したのが図 3-3 である。

利用者はサービスをうける前段階として、手帳の申請（業務パターン A）を行い障がい者としての認定を受ける。認定された後は、自分が給付可能なサービスをまとめて申請する。その申請にあたっては、手帳の申請時に用いた情報を利用して、外部機関からの情報取得（訪問）が必要最小限ですむ。

同時に複数申請されたサービスに対しては、可能な範囲で同時に複数の審査を行うことができる。また、個別に実施していた給付業務も一元化して行うことで、利用者が適切にサービスを給付されているか管理可能となる。

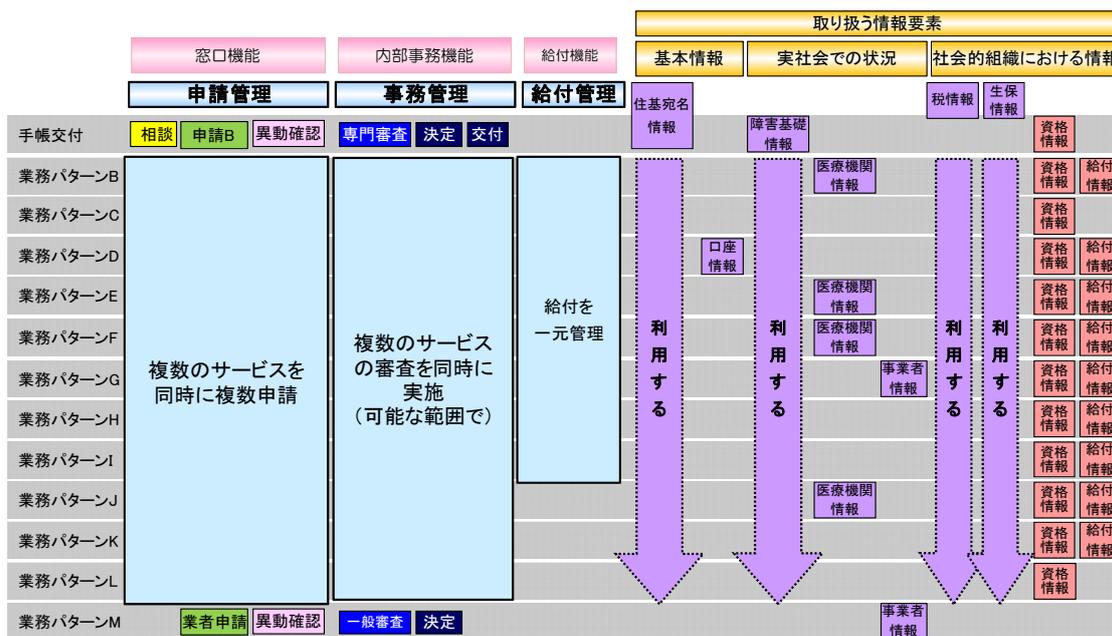


図 3-3 次期モデルのイメージの業務パターンへの適応

3.2 次期モデルの姿

3.2.1 次期モデルの全体像

5つの実現パターンから導き出された次期モデルは、3つの業務管理で構成される。次期モデルにおけるそれぞれの業務管理の姿を検討し、次期モデルの全体像を導いた。

(1) 申請管理

自治体（市町村、県）、特定医療機関、ポータルにおいて、利用者に対する相談窓口の機能を担う。相談窓口により、障がい者が給付されるサービスの勧奨や診断書、見積書等の必要情報を取得できる。その案内にしたがい、利用者は一括して申請することが可能になる。

一括申請された申請内容は、受給決定組織に振り分けられる。

(2) 事務管理

振り分けられた申請内容を、それぞれの組織で審査・決定する。審査に必要な情報は、バックオフィス連携により取得する。決定情報等は、申請者に直接通知する。

(3) 給付管理

各自治体で、給付情報を一元管理することで、障がい者に適正なサービスを提供することが可能となる。また、行政や事業者が、住民に適正なサービスを提供しているかの実績点検することが容易となる。事業者への支払事務も、定期的にまとめて実施することが可能となる。

給付管理は、介護保険給付や医療系お給付事業、各種手当の支給事業などの他分野でも利用可能である。分野をまたいだ給付管理を一元的に行うことにより、住民に対する適正なサービスの提供をはじめとする、給付管理の効果がさらに高まる。

これらの検討結果から導き出された、次期モデルの全体像を示す。

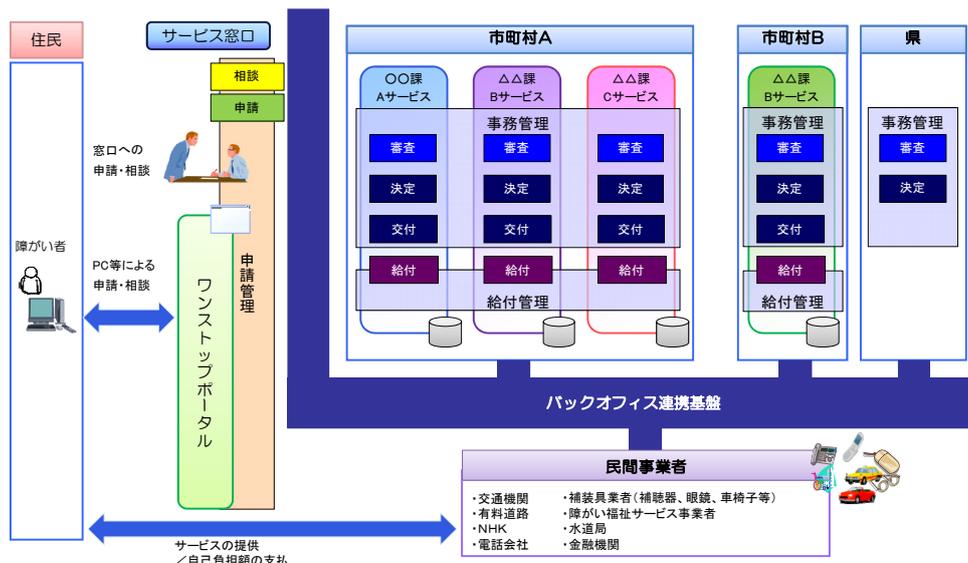


図 3-4 次期モデルの全体像

なお、次期モデルについては、サービス提供機関の参加度合いを考慮したものを示す。

3.2.2 次期モデルフロー

先に示した次期モデルによる業務フロー内容を表3-2、全体概要を図3-5に示す。

表 3-1 次期モデルフロー内容

No.	業務手順内容
1.	障がい者は市町村や医療機関等で、自分が受給可能なサービスの案内を受ける。
2.	障がい者は、市町村や医療機関（もしくはポータル）から、受給可能なサービス一括して申請する。
3.	一括申請された内容は、各サービスの決定組織に振り分けられる。
4.	それぞれの組織で、審査に必要な情報をバックオフィス連携により照会して審査し、受給を決定する。
5.	受給の決定は、ポータルを通じて審査組織より障がい者に直接お知らせされる。
6.	障がい者にサービスが給付される。給付されている内容は市町村で一元管理されているため、給付が適正に行われているか実績点検が行われる。

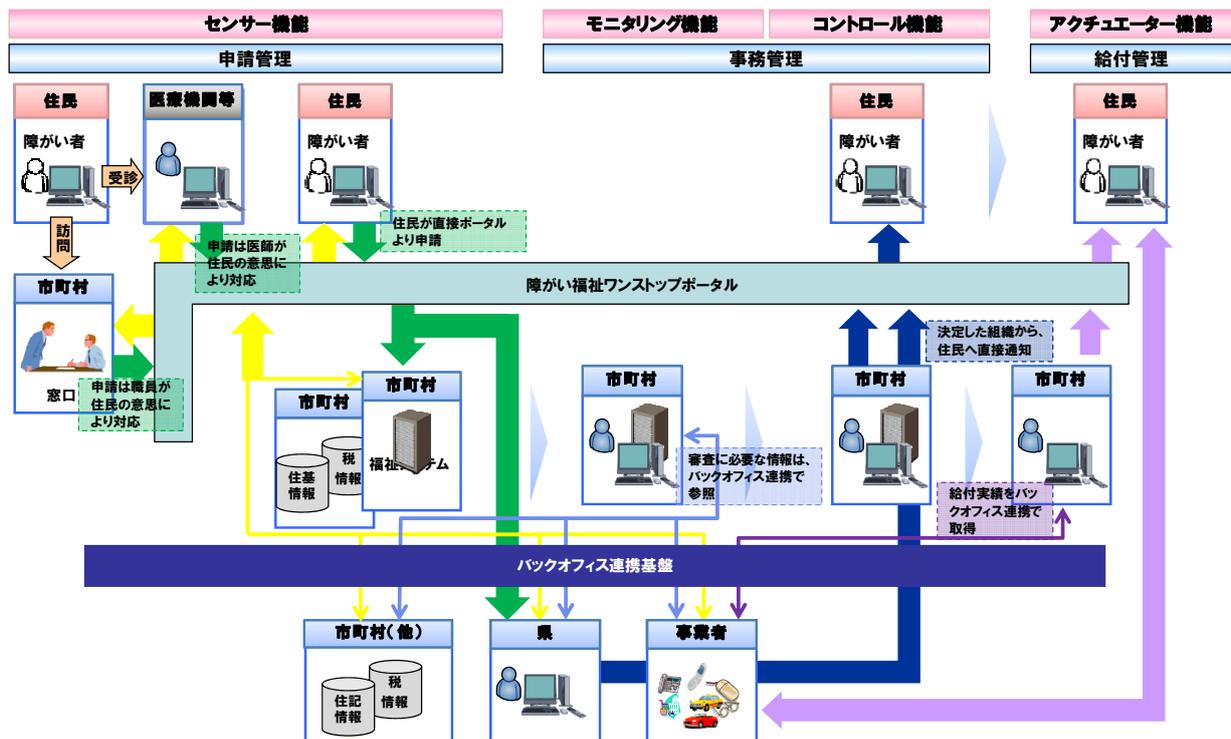


図 3-5 次期モデルフロー全体概要

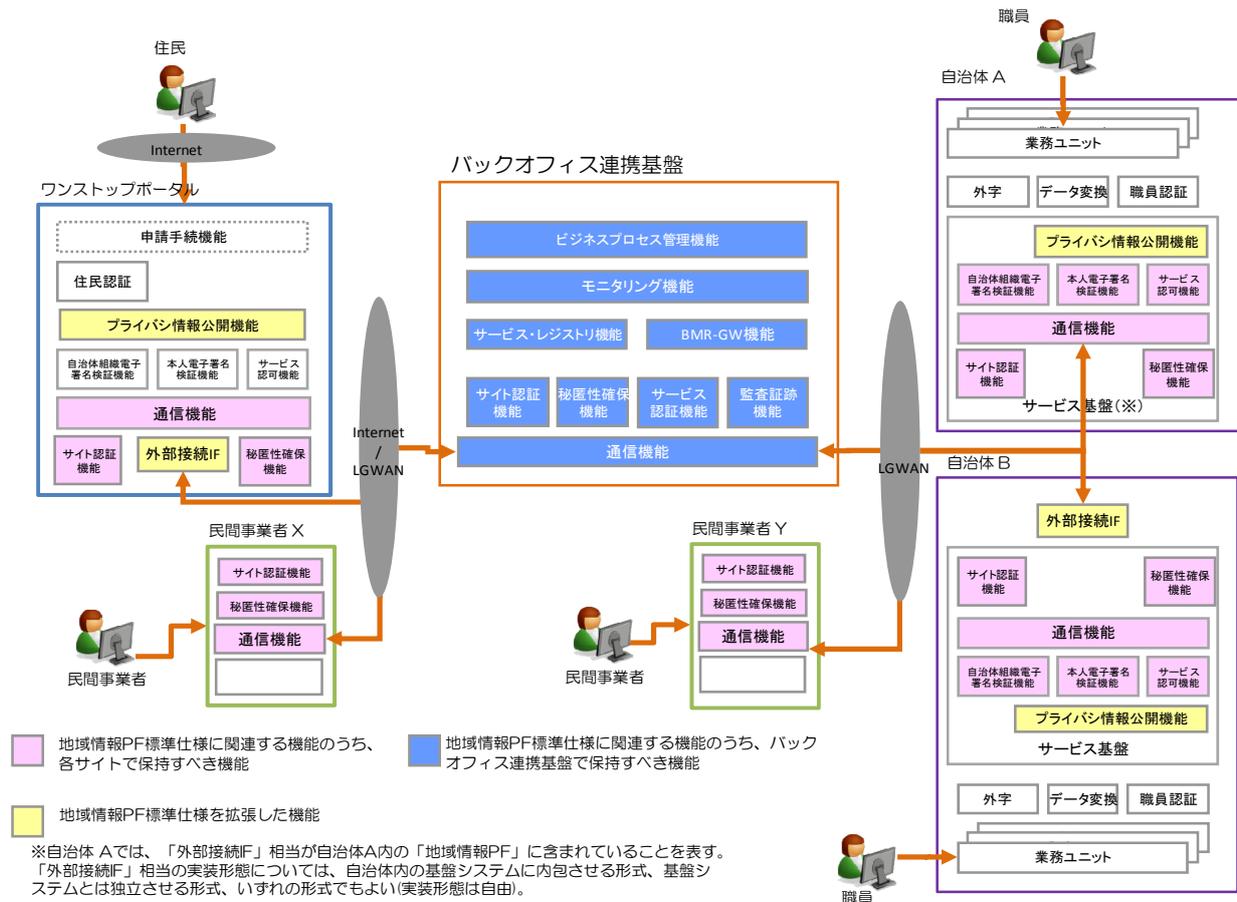
第4章 バックオフィス連携基盤の機能・採用技術

4.1 システム全体構成

効率的なバックオフィス連携を実現するため、各システムは、地域情報プラットフォームに準拠する。

また、地域情報プラットフォームに準拠したバックオフィス連携基盤（共同利用型のもの）により、複数機関間のバックオフィス連携を実現する。

システムの全体構成と各機能の配置を以下に示す。



4.2 バックオフィス連携基盤の機能と採用技術

バックオフィス連携を実現するためのバックオフィス連携基盤上の機能概要を下記に示す。

表 4-1 バックオフィス連携基盤の機能概要

No	機能	概要	採用技術	地域情報 PF 標準仕様との対応
1	PF 通信機能	業務サービスがサイト間を跨る連携を実現するための SOAP 通信機能。	IP v4 HTTP 1.1 SSL 3.0, TLS 1.0 SOAP 1.1 WS-I BASIC Profile 1.0 メッセージ本体格納型 SwA 型 リクエスト型受領 Ack あり リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス リクエスト・レスポンス型同期型受領 Ack+非同期レスポンス	PF 通信機能
2	PF サイト認証機能	サイト間通信において、サービスのリクエスト側がサービス提供側のサイトを認証する機能と、サービス提供側がリクエスト側のサイトを認証する機能。	SSL サーバ認証 SSL クライアント認証 HTTP Basic 認証	PF サイト認証仕様
3	PF 秘匿性確保機能	サイト間通信において、データを第三者から参照されないよう通信路上で暗号化する機能。	SSL TLS	PF 秘匿性確保仕様
4	PF サービス認証・サービス認可連携仕様	一度の認証手続きで複数のサイトが提供するサービスを利用できるようにシングルサインオン(以下、SSO という)を実現する機能。	SAML2.0	PF サービス認証・サービス認可連携仕様
5	PF 監査証跡機能	個々に点在するセキュリティの監査証跡情報や複数サイト間に跨るセキュリティ監査証跡情報を統一的に管理し、監査する機能。	監査証跡技術	PF 監査証跡仕様
6	モニタリング機能	連携したビジネスプロセスやサービスの実行状態を確認する機能。	モニタリング技術	モニタリング機能
7	サービス・レジストリ機能	サービス情報を管理する蓄積庫であり、サービス情報のライフサイクル(登録、更新、削除)を管理する機能。	ID-WSF2.0	サービス・レジストリ機能
8	ビジネスメッセージルーティング機能	送信元から送信されたメッセージのヘッダ部分を解析して、指定された送信先へメッセージをルーティングする機能。	ビジネスメッセージルーティング技術	ビジネスメッセージルーティング機能
9	ビジネスプロセス管理機能	ビジネスプロセスの実行制御を行う機能。 ワンストップサービスの実現に必要な複数のサイトの業務サービスの実行を制御する。	WS-BPEL2.0	ビジネスプロセス管理機能

次に、バックオフィス連携を実現するために各サイト内にて保持すべき機能概要を示す。

表 4-2 サイト内にて保持すべき機能概要

No	機能	概要	採用技術	地域情報 PF 標準仕様との対応
1	プライバシー情報公開機能	異なるサイト間の連携に際して、認証や認可処理の一元化が必要な場合に利用する、プライバシー情報の漏洩防止方法・利用許諾方法に関する機能。	ID-WSF2.0	PF プライバシ情報公開仕様
2	本人電子署名・検証機能	電子申請者の申請書を異なるサイト間で交換する際に使用し、情報の改ざん検知や署名者の検証を可能にする機能。	XML Signature JPKI	PF 本人電子署名・検証仕様
3	自治体組織電子署名・検証機能	自治体が発行する照会書類や公開文書類を異なるサイト間で交換する際に使用し、情報の改ざん検知や署名者の検証を可能にする機能。	XML Signature PKCS#7	PF 自治体組織電子署名・検証仕様
4	サービス認可機能	単一サイト内の認可処理を担う機能であり、サイト間の連携処理に認可処理の一元化が必要な場合に利用する機能。	SAML2.0	PF サービス認証・認可連携仕様